

認 証 契 約 書 (第 23 条)

認証申請者(甲)及び日本農林規格登録認証機関 ASAC(エイサック)(乙)は、認証・審査又は認証事項の確認にあたって、JAS 法施行規則 46 条並びに ISO/IEC17065 の要求事項を共に遵守し、甲は乙に対して必要な情報を提供、事実を正しく申告すると共に、乙は甲に対し公正・公平に審査することを互いに合意します。

甲及び乙は、認証申請・審査又は認証事項の確認にあたって、互いに以下のことを常に遵守します。

- 1 乙は、甲からの申請に対し、乙の認証業務規程に定められた手順により実施すると共に、甲は乙の実施する手順に適切に対応・受検します。
- 2 甲は、書類審査、実地検査又は認証事項の確認を受けるために必要な準備を行い、乙による検査が円滑に進むように協力すると共に、乙は、公正・公平に検査を実施します。

甲が認証を取得後は、甲及び乙は、JAS 法施行規則 46 条及び ISO/IEC17065 に基づく合意事項(裏面記載)及び、下記のことを常に遵守します。

- 1 甲は、JAS 法及び関連法規を遵守し、適正な業務に努めます。
- 2 甲は、認証を取得したこと及び有機食品・有機料理提供 JAS 等の情報の提供にあたっては、適切な説明に努めます。
- 3 甲は、業務についての改善指摘等を受けた場合は、正当な理由なくこれを拒みません。
- 4 甲は、乙が毎年度実施する年次調査及び JAS 法施行規則第 46 条第 1 項 2 号ニに定められた「無通告調査」について外注先の準備等を含め適切な対応に努めます。
- 5 甲は、乙が必要と判断される情報開示に同意します。
- 6 甲が上記 1~5 並びに裏面の合意事項を実施した事に対し、乙は公正・公平に乙の認証業務規程に従い適切に審査します。

年 月 日

(甲) 申請者

申請者住所

代表者名

印

(乙) 日本農林規格登録認証機関

特定非営利活動法人 ASAC (エイサック)

岩手県盛岡市前九年三丁目 3 番 17 号

会 長 寺 澤 政 彦

印

JAS 法施行規則 46 条及び ISO/IEC17065 に基づく合意事項

1. 認証の申請及び認証後における一般的合意事項

- (1) 甲並びに乙は、甲の申請時及び認証取得後の関係法改正時に本認証契約書を取り交わすものとする。
(ISO/IEC 17065 4.1.2.1)
- (2) 本認証契約書は、2通作成し、甲及び乙がそれぞれ1通ずつ所有する。(ISO/IEC 17065 4.1.2.1)
- (3) 乙は、甲からの申請に対し、認証の手順、JAS 法、規格、認証の技術的基準、契約事項、費用、甲の権利と義務、追加情報など、文書にて提供する。
- (4) 甲は、JAS 法並びに JAS 法に基づく乙の認証に関する諸規定に従う。
- (5) 甲は、書類審査及び実地検査並びに認証後の年次調査等に際し、外注先の準備等を含め、必要な準備、手配等を行う。
(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 c)
- (6) 甲は認証を受けた後は、認証生産行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国生産行程管理者、認証外国小分け業者、認証方法取扱業者及び認証方法外国取扱業者（以下、この2つを「取扱業者」という）（以下、上記のすべてを「認証事業者」という）であること、格付の表示、取扱業者にあつては適合の表示の情報の提供を適切に行う。
- (7) 乙は、甲の認証後は、年次調査の実施、変更届の調査の実施、認証の維持・一時停止・廃止などの判定、守秘義務（情報公開を含む）、苦情及び異議申し立ての処理等を適切に実施し、文書に5年間保存する。
- (8) 乙は、認証・講習会等に係る料金を、乙の定める規定に基づき、適切に甲から、徴収する。
- (9) 本認証契約書は、乙が甲に対して認証の取消しをするまで、又は、甲が認証を廃止するまで、有効である。
(ISO/IEC 17065 4.1.2)
- (10) JAS 法・施行令・施行規則・告示（規格・認証の技術的基準・検査方法）等、認証に関わる法令等の改正等があった場合には、乙は、その旨を甲に連絡の上、特別講習会を実施し、甲に確実に伝える。(ISO/IEC 17065 7.10.1)
- (11) 上記(10)における乙からの情報に対し、甲は適切な変更を行い、認証の技術的基準等、認証に係る法令に適切な対応を行い、乙にその内容を報告する。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 a)

2. JAS 法施行規則第 46 条第 1 項第 1 号ニ及び ISO/IEC 17065 に関する合意事項

甲は認証を取得した後は、JAS 法施行規則第 46 条第 1 項第 1 号ニ(1)~(17)及び ISO/IEC 17065 の条件を遵守すること。

甲がこれらの条件に違反した場合、JAS 法施行規則第 46 条第 1 項第 3 号イ~チに規定する認証の取消しその他の措置の実施を承諾すること。

甲がこれらの条件を遵守していることを乙が確認するために行う書類審査等に基づく要求、指摘、質問等に対しては、乙の認証業務規程に定める7営業日以内(土日祝祭日等除く)までに甲は回答をすること。

甲がその期限までに回答をしない場合は、JAS 法施行規則第 46 条第 1 項第 2 号ニに基づく無通告による調査又はホニに基づく臨時確認調査を受けることを承諾すること。

(1-1) 甲は、(以下 (7-2) まで「甲は」省略。) 認証に係る事項が認証の技術的基準に適合するように維持する。

(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 a)

(1-2) 格付する製品（認証輸入業者・認証小分け業者（外国含）にあつては、格付表示を付する製品、取扱業者にあつては適合の表示を付する広告等）について、継続的に JAS 規格を満たす。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 b)

(2) 格付の表示及び取扱業者にあつては適合の表示に係る JAS 法の規定を遵守する。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 i)

(3) 格付の表示又は取扱業者にあつては適合の表示に係る有機 JAS マークは部外者の立ち入らない場所に保管し、使用枚数及び在庫枚数の管理を適切に行う。

(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 j)

(4) 格付の表示を行って出荷する際は、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に有機の表示及び有機 JAS マークを付すことによる格付（認証輸入業者・認証小分け業者（外国含）にあつては、格付表示）を行って出荷

し、その格付実績（認証輸入業者・認証小分け業者（外国含）にあつては、格付表示実績）（有機農産物の認証生産行程管理者（外国含）にあつては、格付実績及びほ場面積）（取扱業者にあつては適合の表示の実績）を記録し、根拠書類とともに格付後5年以上保持する。ただし、賞味期限、消費期限が5年を超える場合にあつては、賞味期限・消費期限以上保持する。

(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 i)

(5) 格付の検査（認証輸入業者・認証小分け業者（外国含）にあつては、格付表示に関する業務）において、不合格品は合格品と混合することのないよう明確に区分管理の上保管、出荷又は処分がなされるよう適切な措置を講じる。

(6) 法第 39 条の規定による農林水産大臣の行う改善の命令、格付の表示の除去又は抹消の命令に違反し、又は法第 65 条第 2 項の規定による農林水産大臣が行う報告・物件の提出の要求、立ち入り、検査、従業員その他の関係者への質問に対し、報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、立ち入り、物件の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による従業員その他の関係者への質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は法 66 条 2 項の規定による独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下、センターという）による立ち入り、物件の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による従業員その他の関係者への質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしてはならないことに違反しない。

(7-1) 認証事項を変更し、又は格付業務（認証輸入業者・認証小分け業者（外国含）にあつては、格付表示に関する業務）、取扱業者にあつては適合の表示に関する業務を廃止しようとするときは、遅滞なく、乙に通知する。

(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 k)

(7-2) (7-1)の変更とは下記、JAS 法・施行令・施行規則・規格・認証の技術的基準等に影響を及ぼす可能性のある変更を指す。

(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 k)

- ・認証を受けた組織の法律上、商業上、組織上の地位又は所有権の変更（買収、吸収合併等含）
- ・認証の技術的基準を満たすための組織を管理する管理層（生産行程管理責任者・格付責任者等）（認証輸入業者にあつては受入保管責任者、格付表示責任者等）（認証小分け業者（外国含）にあつては小分け責任者、格付表示責任者等）（有機料理提供 JAS の取扱業者にあつては運営責任者・調理責任者・顧客対応責任者）の変更
- ・格付の表示を付す製品の規格・生産方法または取扱業者にあつては適合の表示を付す方法の変更
- ・認証を受けた組織・事務所・事業所の所在地・連絡先等の変更
- ・認証を受けた生産方法または取扱業者にあつては取扱方法等の運営・管理の変更（内部規程等の変更含）
- ・マネジメントシステムに対する主要な変更（認証を受けた組織の代表者の変更含）

(8-1) 甲は、認証を受けている旨の情報の提供をするときは、その認証に係る農林物資の種類若しくはその認証に係る区分の農林物資の取扱い等の方法以外の農林物資又は農林物資の取扱い等の方法について乙の認証を受けていると誤認させ、又は乙の認証の調査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにする。

(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 d) e) h)

(8-2) 日本農林規格登録認証機関エイサク及びその略称

(ASAC)の使用は、消費者に誤認させるおそれのないようにする。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 d) e) h)

(9) 甲は、他人に認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、その認証に係る種類の農林物資（取扱業者にあつてはその認証に係る区分の農林物資の取扱い等の方法）が当該農林物資の種類（取扱業者にあつては当該農林物資の取扱い等の方法の区分）に係る日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならない (ISO/IEC 17065 4.1.2.2 d) e) h)。または乙の他の認証又は認証プログラムの認証又は認証を受けていない場合は、乙の他の認証又は認証プログ

ラムについては言及しないこと。

(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 d) e) h)

(10) 乙が(8-1)(8-2)又は(9)の条件に違反すると認めて広告又は表示の方法の改善又は中止を求めたときは、これに応じること。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 h)

(11) (8-1)(8-2)又は(9)のほか、甲は、他人にその認証又は格付、格付の表示若しくは適合の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、その認証に係る種類の農林物資以外の農林物資又はその認証に係る区分の農林物資の取扱い等の方法以外の農林物資の取扱い等の方法について乙の認証を受けていると誤認させ、又は乙の認証の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないように適切に行う。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 d) e) h)

(12) 甲は、乙が行う調査等に対して、適切な準備・手配をする等、協力する。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 c)

(13) 甲は、認証に係るほ場又は製造所又は事業所における「年間の生産計画(製造計画、小分け計画、輸入計画、取扱計画)」を策定の上、作業前の提出期限を定めて当該計画を乙に提出する。

(14) 甲は、生産行程管理記録(認証輸入業者にあつては、受入保管管理記録)(認証小分け業者(外国含)にあつては、小分け管理記録、取扱業者にあつては取扱に関する記録)等、及び格付記録(認証輸入業者・認証小分け業者(外国含)にあつては、格付表示に関する記録、取扱業者にあつては適合の表示に関する記録)、不合格品処分記録、有機JASマークの管理記録等を作成し根拠書類とともに5年以上保持しておく。ただし、消費期限、賞味期限が5年を超える場合にあつては、賞味期限・消費期限以上保持する。

(15) 甲は、JAS法施行規則第46条第1項第1号ニの(10)に基づき毎年6月末日までに、その前年度の格付実績(認証輸入業者・認証小分け業者(外国含)にあつては、前年度の格付表示実績)(有機農産物の認証生産行程管理者(外国含)にあつては、格付実績及びほ場面積)又は取扱業者にあつては適合の表示の実績を乙に報告する。

(16) 乙は、甲に対し、(1)から(15)までの条件を遵守しているかどうかを確認するために、必要な報告若しくは必要な物件の提出を求め、又は事務所、ほ場等に立ち入り、格付(認証輸入業者・認証小分け業者(外国含)にあつては、格付表示)、格付の表示若しくは取扱業者にあつては適合の表示、農林物資に係る広告又は表示、農林物資、原料、工場、帳簿その他の物件を検査、若しくは従業員その他の関係者に質問することができる。

(17) 甲が(1)から(15)までの条件に違反し、又は(16)の要求に従わず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは(16)の検査を拒否、妨害若しくは忌避、若しくは従業員その他の関係者が質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又認証手数料、調査手数料等の支払いを行わない場合、乙は、甲に格付業務(認証輸入業者・認証小分け業者(外国含)にあつては格付表示の業務、取扱業者にあつては適合の表示に関する業務)の停止を請求する、又は認証を取消すことを請求する。

(18) 乙が甲に対して(17)の認証の取り消しを求める場合は、1週間前までにその旨を通知し、弁明の機会を付与した上、甲は、乙が認証を取り消すことに同意すること。

(19) 認証の取り消し、又は格付に関する業務(認証輸入業者・認証小分け業者(外国含)にあつては、格付表示に関する業務)及び格付の表示を付した製品の出荷の停止又は一時停止、取扱業者にあつては適合の表示に関する一時停止又は、認証の終了の場合には、甲は、乙の要求どおりに、認証に係るすべての宣伝、広告を中止し、認証書・認証継続確認書(別紙等含)を返却する。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 f)

(20-1) 乙が甲を認証したときは、遅滞なく、甲の[1] 認証を受けた者の氏名又は名称及び住所、[2] 認証に係る農林物資の種類又は取扱業者にあつては農林物資の取扱い等の方法の区分、[3] 認証に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は取扱業者の氏名若しくは名称及び住所、[4] 認証に係る認証番号、[5] 認証の年月日を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により情報提供をする。

(20-2) 乙は、(17)の規定により、甲の格付に関する業務(認証輸入業者・認証小分け業者(外国含)にあつては格付表示に関する業務、取扱業者にあつては適合の表示に関する業務、及び格付の表示の付してある農林物資の出荷又は取扱業者にあつては適合の表示の付してある広告等の使用)を停止することを請求したときは、または当該格付の表示(取扱業者にあつては適合の表示)を除去又は抹消すること、並びに格付に関する業務(認証輸入業者・認証小分け業者(外国含)にあつては格付表示に関する業務、取扱業者にあつては適合の表示に関する業務)の改善に関し必要な措置をとるべきことを請求したときは、遅滞なく、甲の[1] 請求に係る認証事業者の氏名又は名称及び住所、[2] 請求に係る農林物資の種類又は取扱業者にあつては農林物資の取扱い等の方法の区分(請求が当該認証事業者の認証に係る農林物資又は取扱業者にあつては農林物資の取扱い等の方法の全てに係るものであるときは、その旨)並びに格付に関する業務、取扱業者にあつては適合の表示に関する業務、格付の表示の付してある農林物資の出荷若しくは取扱業者にあつては適合の表示の付してある広告等の使用を停止すること又は乙が適当でないとする格付の表示若しくは取扱業者にあつては適合の表示の除去若しくは抹消を請求している旨、[3] 請求に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は取扱業者の氏名若しくは名称及び住所、[4] 請求に係る農林物資の種類又は取扱業者にあつては農林物資の取扱い等の方法の区分に係る認証番号、[5] 請求の年月日、請求の理由を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により情報提供をする。

(20-3) 乙は、甲が格付業務(認証輸入業者・認証小分け業者(外国含)にあつては格付表示に関する業務、取扱業者にあつては適合の表示に関する業務)を廃止したときは、遅滞なく、甲の[1] 廃止に係る認証事業者の氏名又は名称及び住所、[2] 廃止に係る農林物資の種類又は取扱業者にあつては農林物資の取扱い等の方法の区分、[3] 廃止に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は取扱業者の氏名若しくは名称及び住所、[4] 廃止に係る認証事業者に係る認証番号、[5] 廃止の年月日を、事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により情報提供をする。

(20-4) 乙は、(17)の規定により、甲の認証を取り消したときは、遅滞なく、甲の[1] 取消しに係る認証事業者の氏名又は名称及び住所、[2] 取り消した認証に係る農林物資の種類又は取扱業者にあつては農林物資の取扱い等の方法の区分、[3] 取り消した認証に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は取扱業者の氏名若しくは名称及び住所、[4] 取り消した認証に係る認証番号、[5] 取消しの年月日、取消しの理由を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により情報提供をする。

(20-5) 甲が、認証を取り消された日から相当の期間が経過した後、当該認証に係る格付の表示の付してある農林物資の出荷又は取扱業者にあつては適合の表示の付してある広告等の使用の停止及び甲が適当でないとする格付の表示又は取扱業者にあつては適合の表示の除去若しくは抹消を行わないときは、乙は、その旨を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により情報提供をする。

(21) 甲は、JAS製品、格付の表示、取扱業者にあつては適合の表示及び情報の提供等に関連して持ち込まれた苦情に対して適切な処置をとるとともに、その記録を乙の求めに応じて乙に利用させる。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 j) また、乙が実施する苦情の調査に協力する。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 c2)

3. JAS法施行規則第46条第1項第2号認証事項の確認及びISO/IEC 17065に関する合意事項

甲は認証を取得した後は、JAS法施行規則第46条第1項第2号イ〜トに従い、乙による認証事項の確認を受けること。

<ハ 年次調査>

(1-1) 乙は、甲がその後も継続して基準を満たしていることを確認するため、乙が定める認証事項確認調査マニュアル規程に基づき、書類及び実地における認証事項の確認調査を行う。

(1-2) 乙による認証事項の確認の頻度は、認証年月日又は前回の認証事項の確認調査日（乙の認証業務規程第36条及び第37条の規定による臨時確認調査を除く。）からおおむね1年とする。

(1-3) 乙による認証事項の確認に係る実施方法は、乙の認証業務規程第24条3項から第32条の規定に準じて行う。

＜ニ 事前に通知することなく行う年次調査＞

(2-1) 乙による認証事項の確認は、上記(1-3)に基づき認証事業者事前に通知して行うほか、乙の認証に係る甲の全部又は一部に対し、甲に事前に通知することなく行うものとする。

(2-2) 特に、当該認証事業者について重大な不適合・違反のおそれがあるとの情報を知り得た場合は、優先的に実施する。

(2-3) 乙が、甲に対して、前述(2-1)に係る調査を実施した場合、事後、乙は甲に対して乙の定める料金表に基づき調査に係る費用を請求し、甲は乙に対して請求された額を支払う。

＜イ・ロ 変更届及び認証事項の臨時確認調査＞

(3-1) 乙は、甲から認証事項に関する変更届があった場合、その内容が認証事項の臨時確認調査を必要とするものかどうかを決定し、認証事業者に通知する。

(3-2) 乙は、認証事項の変更の内容が認証事項の臨時確認調査を必要とすると判断した場合は、変更届の有無に関わらず甲に対して、速やかに変更に係る部分の調査を実施する。

(3-3) 乙による認証事項の臨時確認調査の実施方法は乙の認証業務規程第35条の認証事項の確認調査の実施方法に準じて行う。

＜ホ 情報提供等に基づく認証事項の臨時確認調査＞

(4-1) 乙は、＜ハ 年次調査＞＜イ・ロ 変更届及び認証事項の臨時確認調査＞に定める場合のほか、農林水産省・センター等の関係機関からの要請及び第三者からの情報提供その他の方法により甲が認証の技術的基準に適合しないおそれのある事項を把握したときは、認証事項の臨時確認調査を行うものとする。

(4-2) 認証事項の確認臨時調査の実施方法は乙の認証業務規程第35条の認証事項の確認調査の実施方法に準じて行う。

(4-3) 乙が、甲に対して、前述(4-1)に係る調査を実施した場合、乙は甲に対して乙の定める料金表に基づき調査に係る費用を請求し、甲は乙に対して請求された額を支払う。

4. JAS 法施行規則第46条第1項第4号及び第47条に関する事項

甲はJAS法施行規則第46条第1項第4号イ～トに基づく認証等に係る公表に関する基準のすべてを承諾すること。

(1) 乙が甲を認証したときは、遅滞なく、甲の[1] 当該認証に係る者の氏名又は名称及び住所、[2] 当該認証に係る者の認証生産行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証方法取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者の別、[3] 当該認証に係る農林物資の種類又は取扱業者にあつては農林物資の取扱い等の方法の区分、[4] 当該認証に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は取扱業者の氏名若しくは名称及び住所、[5] 当該認証に係る認証番号、[6] 当該認証の年月日を、センターを経由して農林水産大臣に報告する。その報告をした事項に変更があったときも、同様とする。

(2) 乙は、甲に対し、甲の格付に関する業務（認証輸入業者・認証小分け業者（外国含）にあつては格付表示に関する業務、取扱業者にあつては適合の表示に関する業務、及び格付の表示の付してある農林物資の出荷又は取扱業者にあつては適合の表示の付してある広告等の使用）を停止することを請求したときは、または当該格付の表示（取扱業者にあつては適合の表示）を除去又は抹消すること、並びに格付に関する業務（認証輸入業者・認証小分け業者（外国含）にあつては格付表示に関する業務、取扱業者にあつては適合の表示に関する業務の改善）に関し必要な措置をとるべきことを請求したときは、遅滞なく、甲の[1] 当該請求に係る者の氏名又は名称及び住所、[2] 当該請求に係る農林物資の種類又は取扱業者にあつては農林物資の取扱い等の方法の区分、[3] 当該請求に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は取扱

業者の氏名若しくは名称及び住所、[4] 当該請求に係る農林物資の種類又は取扱業者にあつては農林物資の取扱い等の方法の区分に係る認証番号、[5] 当該請求の年月日、[6] 請求の理由を、センターを経由して農林水産大臣に報告する。

(3) 乙は、甲が格付業務（認証輸入業者・認証小分け業者（外国含）にあつては格付表示に関する業務、取扱業者にあつては適合の表示に関する業務）を廃止したときは、遅滞なく、甲の[1] 当該廃止に係る者の氏名又は名称及び住所、[2] 当該廃止に係る農林物資の種類又は取扱業者にあつては農林物資の取扱い等の方法の区分、[3] 当該廃止に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は取扱業者の氏名若しくは名称及び住所、[4] 当該廃止に係る認証事業者に係る認証番号、[5] 当該廃止の年月日を、センターを経由して農林水産大臣に報告する。

なお、甲の認証業務に係る責務が解除されるのは、格付業務廃止届（認証輸入業者・認証小分け業者（外国含）にあつては、格付表示に関する業務、取扱業者にあつては適合の表示に関する業務）が乙に達した後、30日後とする。

(4) 乙は、甲の認証を取り消したときは、遅滞なく、甲の[1] 当該取消しに係る者の氏名又は名称及び住所、[2] 当該取消した認証に係る農林物資の種類又は取扱業者にあつては農林物資の取扱い等の方法の区分、[3] 当該取消した認証に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は取扱業者の氏名若しくは名称及び住所、[4] 当該取消した認証に係る認証番号、[5] 当該取消しの年月日、[6] 当該取消しの理由を、センターを経由して農林水産大臣に報告する。

(5) 乙は、甲が、その認証を取り消された日から相当の期間が経過した後も、当該認証に係る格付の表示の付してある農林物資の出荷又は取扱業者にあつては適合の表示の付してある広告等の使用の停止及び乙が適当でないとする格付の表示又は取扱業者にあつては適合の表示の除去若しくは抹消を行わない場合は、その旨を公表する。

5. その他の事項

(1) 甲は認証書・認証継続確認書を複製する場合、全て（裏面・別紙含）を複製すると共に、複製である旨を目立つフォントで記載（「複製」、「コピー」、「写し」すること。（ISO/IEC 17065 4.1.2.2 g）

(2) 乙は、別に定める機密保持規程に基づき、乙の関係者のすべての者が認証に関する業務の過程において得られる情報の機密を保護するが、JAS法及び他の法律で求められた場合は、情報開示がありえることを甲は承諾すること。

(3) その場合、乙は、JAS法及び他の法律で第三者に情報を開示する旨及びその情報を甲に通知する。

(4) それ以外、認証に関する業務遂行上知り得た情報を乙が第三者に開示する場合は、甲に対して書面による同意を得ること。

(5) 甲が乙の審査等に対し苦情又は異議申し立て等がある場合は、文書にて申し立てを行うと共に、乙は認証業務規程に従いそれを処理する。

(6) 乙が、甲に関わる情報を第三者から得た場合（第三者からの苦情、農林水産省からの不適合の情報など）、その情報は機密情報として取り扱う。

（ISO/IEC 17065 4.5.3）

(7) 乙は、認証機関としての登録事項の変更等（事務所の所在地の変更、認証業務の承継・廃止・一時休止、認証業務の停止等）があつた場合、甲に通知する。

(8) 甲は、前年度の甲の格付実績報告（認証輸入業者・認証小分け業者（外国含）にあつては前年度の格付表示実績報告）（有機農産物の認証生産行程管理者（外国含）からの報告にあつては、格付実績報告及び認証に係るほ場の面積）又は取扱業者にあつては適合の表示の実績を6月末までに乙に報告する。

第1版 平成24年9月15日

第2版 平成27年 改訂の修正

第3版 平成28年6月30日 JAS法施行規則等の改正に対応

第4版 平成30年5月30日 JAS法施行規則等の改正に対応

第5版 令和2年2月14日 有機料理を提供する飲食店等の管理方法の追加